

花巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年11月19日

花巻市監査委員 中村初彦
同 戸來喜美雄

別紙

平成 27 年度公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の範囲

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、本市が公の施設の管理を行わせている団体の平成 26 年度の出納その他の事務執行で施設の管理に係るものを監査対象とした。

2 監査の対象、指定管理業務の名称及び所管課

(1) [対 象 団 体] 田瀬湖振興公社

[指定管理業務名] 平成 26 年度釣り公園管理休憩施設等指定管理者業務
(東和地区 5 施設)

[所 管 課 名] 東和総合支所地域振興課

3 監査の内容

指定管理者の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令及び協定書等に従って執行されているか。また、出納事務は計数に誤りがなく関係規定に沿って適正に処理されているかを検証し、当該指定管理の目的を達成しているかの確認を主眼に置き実施した。

4 監査方針及び監査手法

指定管理対象経費の内訳について、不正や誤謬の発生頻度が高い相対的危険性の大きなものを重点に監査を実施した。

5 監査実施期日

平成 27 年 10 月 8 日

6 監査の結果

指定管理業務にかかる事務事業は、指定管理の目的の趣旨に沿い、関係法令、協定書等及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。